

# 小規模事業者設備投資 チェックシート

チェック欄(該当しているかご確認ください)

## 【補助対象事業者】 (提出時に以下の要件をすべて満たしている必要があります)

|   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | 中小企業基本法に定める小規模企業者であること。<br><b>(従業員数20人以下、商業・サービス業は5人以下)</b><br>※従業員数には、事業主・事業主と生計を一にしている三親等以内の親族・会社役員は含みません。<br>パート労働者は、正社員と同等の待遇・労働形態である場合には、従業員となります。 |  |
| 2 | 市内で事業活動を行っていること。  |  |
| 3 | <b>55歳以下</b> の後継者がいること。(ただし、申請を行う日に代表者が55歳以下である場合は除く。)  |  |
| 4 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業を営む者ではないこと。   |  |
| 5 | 代表者及び従業員が刈谷市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。   |  |
| 6 | 市が賦課徴収する税金を滞納していないこと。   |  |

## 【補助対象の機械設備等及び補助の要件】 (以下の要件をすべて満たす必要があります)

|   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 固定資産税の対象となる償却資産のうち、次の区分に属するものであること。<br>・ 構築物<br>・ 機械及び装置 ( <b>ブルドーザー・パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を除く</b> )<br>・ 工具、器具及び備品 |  |
| 2 | 令和8年分から令和10年分までの間に税務申告(固定資産税の対象となる償却資産として新たに申告)を行う機械設備等であること。  |  |
| 3 | 補助対象経費が300万円以上であること。<br><b>(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</b>   |  |
| 4 | 市内の事業所に設置するものであること。  |  |
| 5 | リース契約に基づくものでないこと。  |  |
| 6 | 本市の他の補助金の交付対象となっていないこと。  |  |

## 【提出書類一覧】

チェック欄(書類準備の際にご確認ください)

|  |   |  |
|--|---|--|
| 申請時に提出する書類一覧                                     | ○以下の書類をご提出ください。   |  |
|  | ①申請書(様式第1号)及び申請内訳書  |  |
|  | ②(法人)登記事項証明書  |  |
|  | ③設備の更新等を行った事業所に係る土地及び建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し                          |  |
|  | ④直近の1事業年度分の決算関係書類<br>(法人)貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書などの写し<br>(個人)確定申告書の写し |  |
|  | ⑤償却資産申告書及び種類別明細書の写し   |  |
|  | ⑥設備の更新等に係る領収書及び請求書の写し   |  |
|  | ⑦設備を示す写真  |  |
|  | ⑧後継者申告書<br><b>※申請時に代表者が55歳以下の場合は、年齢の確認ができる書類の写し</b>                 |  |
|  | ⑨経営革新計画の承認申請書の写し <b>※経営革新計画に基づく設備更新等の場合のみ</b>                       |  |
| ⑩経営革新計画の承認を証する書類の写し <b>※経営革新計画に基づく設備更新等の場合のみ</b> |   |  |